

令和3年12月21日 町民窓口課

寒川町は、藤沢市及び茅ヶ崎市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました

寒川町、藤沢市及び茅ヶ崎市のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している方が2市1町の間で住所の異動をする際に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。

この連携を契機に、セクシュアルマイノリティをはじめ、様々な事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに一層寄り添っていくとともに、周囲の理解促進を図ります。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

2 協定の締結日

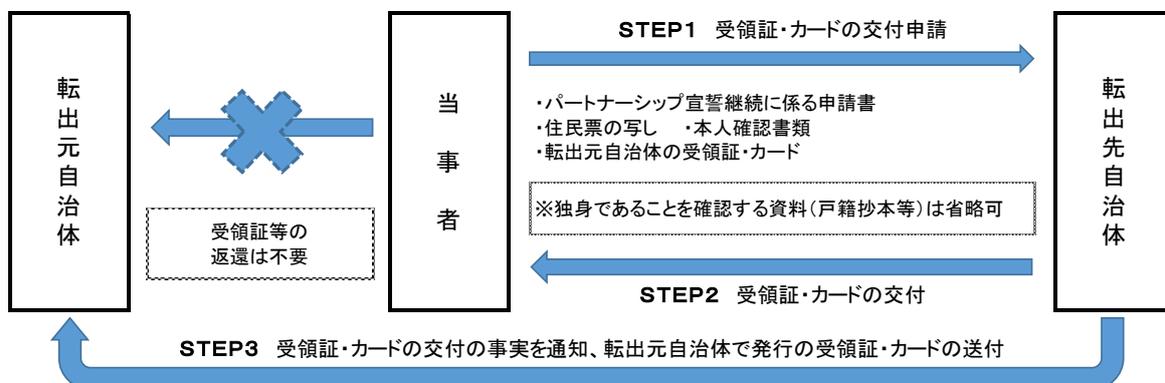
令和3年12月20日（月）

3 連携の開始日

令和4年2月1日（火）※開始日以降に2市1町の間で住所の異動をした場合に適用されます。

4 内容

(1) 連携のスキーム



(2) 連携によるメリット

- ・ 転出元自治体へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きが不要になります。
- ・ 転出先自治体への提出書類が一部省略できます。

5 添付資料

- ・ パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

問い合わせ先	
町民部 町民窓口課 課長 徳江 貞昭	☎0467-74-1111 内線 170

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和4年2月1日以後に締結自治体の間で住所の異動をする当事者とする。

（連携方法）

第3条 当事者から転入（新たに締結自治体の市町域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前に宣誓を行った旨の申告を受けたときは、締結自治体は、宣誓制度における所定の要件を確認の上、受領証等を交付するものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入前の住所、交付番号等の申告に係る事項を転入前の市町に通知するものとする。

（協定の解約）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、締結自治体が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第5条 締結自治体は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度締結自治体が協議の上、定めるものとする。

3 締結自治体のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度締結自治体が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、3者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年12月20日

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木 恒夫

茅ヶ崎市茅ヶ崎 一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長 佐藤 光

寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村 俊雄